

最近の取組について

- ・ C L T 特別アドバイザー、C L T 広報大使の委嘱について
（内閣官房）
- ・ 「木造計画・設計基準及び同資料」の改定について
（国土交通省）
- ・ 枠組壁工法の床版及び屋根版に C L T を使用するための基準整備について（国土交通省）
- ・ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の改正について（林野庁・国土交通省）
- ・ C L T 建築物の企画段階からの設計支援について（林野庁）

C L T 特別アドバイザー・C L T 広報大使の委嘱について

1. 委嘱について

① C L T 特別アドバイザー

関係省庁等に対して活用促進に向けた助言をいただくため、新国立競技場の設計に携わられた建築家の 隈 研吾 氏に委嘱。

② C L T 広報大使

各種イベント等における普及啓発に協力いただくため、農林水産省「みどりの広報大使」も務めておられる 野中 葵 氏（2017 ミス日本みどりの女神）に委嘱。

2. 活動について

- ・ 6月5日、（一社）日本C L T協会の総会後の特別講演において、野中氏の司会により、隈氏が講演
- ・ 関係省庁等に対する助言（隈氏）
- ・ C L T 関係の各種会合において活動（野中氏）

※ 委嘱状の交付

関係省庁連絡会議議長である野上内閣官房副長官より、5月17日付けで委嘱状を交付。



「木造計画・設計基準及び同資料」の改定について

国土交通省

- 官庁施設の営繕を行うに当たり、木造施設の設計に関する技術的な事項及び標準的な手法を定める「木造計画・設計基準及び同資料」を平成 29 年 3 月 29 日付けで改定。

【改定の主なポイント】

- ・ 指定建築材料及び材料強度に関する告示改正（平成 28 年 3 月）や CLT を用いた建築物の一般的な設計法に関する告示制定（平成 28 年 4 月）等を踏まえ、新たに CLT に関する規定を追加
 - ・ その他、関係法令、各種基準及び規格類との整合等
- 改定を踏まえ、各省庁や地方公共団体へ文書で周知するとともに、各種営繕部門会議や講習会等においても、説明を実施。

桝組壁工法の床版及び屋根版にCLTを使用するための基準整備

桝組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(国土交通省告示第1540号)【平成29年9月末公布・施行予定】

【背景】

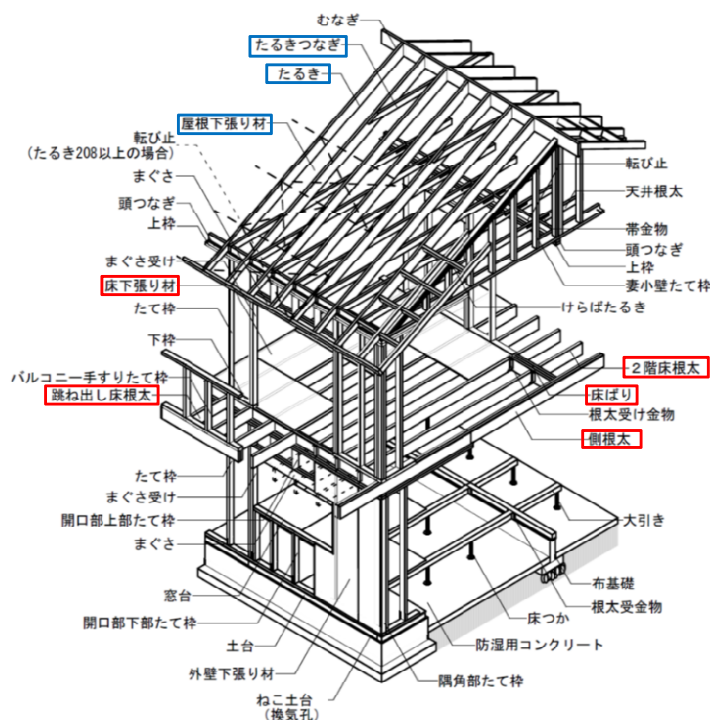
桝組壁工法(ツーバイフォー工法)において、工期の短縮、意匠性、施工性等の観点から、新しい木質系の建築材料であるCLTの活用ニーズが高まっているところ。

【改正内容】

従来、桝組壁工法においては、精緻な構造計算を行わなければCLTを構造部材として用いることはできなかったところ、今般、構造計算を行った場合においては、床版及び屋根版にCLTを用いることを可能とする。

一般的な桝組壁工法の仕様

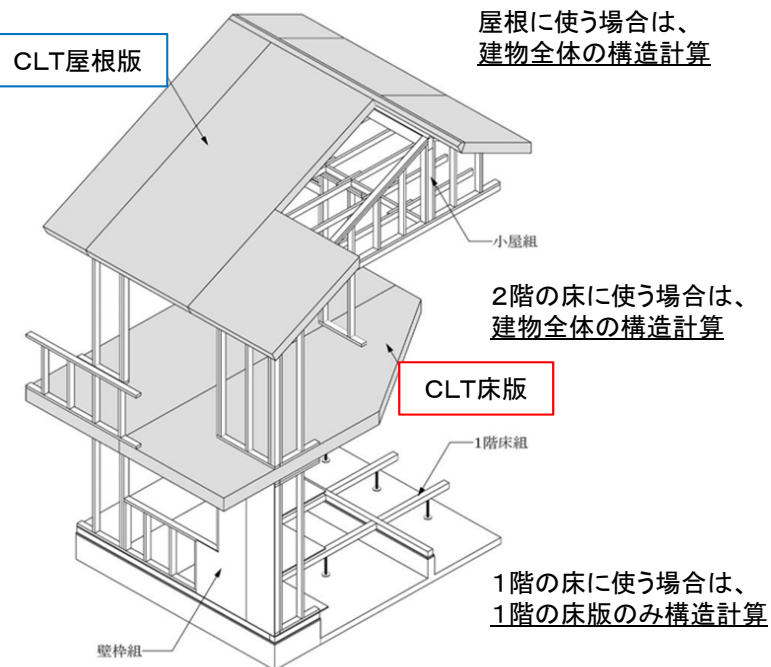
床版 : 床組と床下地材で構成
 小屋組等 : 小屋組と屋根版(屋根下地材と屋根葺材)で構成



CLTの床版と屋根版の導入

屋根版及び床版をCLT版とした桝組壁工法の仕様

床版 : CLT版で構成
 小屋組等 : 小屋組(たるきを除く)とCLT版で構成



「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」 の変更について

林 野 庁
国土交通省

- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき主務大臣（農林水産大臣、国土交通大臣）が策定する基本方針について、CLT に関する告示や合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行等を踏まえ、平成 29 年 6 月 16 日付けで変更。

【基本方針変更の主なポイント】

- ・ 公共建築物に利用される木材を供給する林業従事者、木材製造業者等は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る旨を規定
 - ・ 公共建築物の整備に当たっては、CLT や木質系耐火部材等の新たな木質部材について活用を促進する旨を規定
 - ・ 国は、木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して共有する旨を規定
- 林野庁と国土交通省は、基本方針の変更を踏まえ、各省庁に対して、CLT 等の新たな木質部材の活用等の積極的な検討や各省各庁の長が定める「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」の見直しの検討も含め、公共建築物における木材の利用の一層の促進について文書で依頼。

CLT建築物の 企画段階からの設計支援

基本計画や設計実務などに関するお悩み解決をサポートいたします！



CLT(直交集成板)は大版の木質面材料で、2014年にJASにより材料規格が定められ、2016年に建築基準法に基づく一般的な設計法等の関連告示が整備されました。これまでにあった構造や工法とは異なる部分が多いため、本事業ではCLTの普及に向けて、基本計画や設計実務などに関するお悩み解決をサポートいたします。

設計支援内容

- ✓ CLTで建築をお考えの方
 - ✓ CLTで公共建築を計画している行政の方
 - ✓ CLT建築の設計を依頼されている設計事務所の方
- 専門家または実務経験者による
アドバイスが**無料**で受けられます

分野

- ✓ 企画
- ✓ 構造設計
- ✓ 意匠設計
- ✓ 防耐火設計
- ✓ 温熱
- ✓ 遮音 etc.

- ✓ 本事業は、CLTを使った建物等の企画から設計までの課題に対して、専門家等によるアドバイスを無料で受けることのできる事業です。建設に要する建設費や設計費に対する支援ではありませんのでご注意ください。
- ✓ 設計支援対象はCLTを使用していれば建物用途や使用方法、規模などに制限はありません(個人住宅等は除く)。ただし支援件数には限りがあります。
- ✓ 支援を受けた物件について、情報収集およびヒアリングを行う場合があります。
- ✓ 第1期募集期限は平成29年9月20日(水)までとなります。

● ま ず は お 気 軽 に ご 相 談 く だ さ い !! ●

Mail : clt-shien@clta.jp

Tel : 03-5825-4155 (平日 9:00~18:00)

HP : <http://clta.jp/>

(一社) 日本CLT協会 〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-15-5 VORT東日本橋2階

2017年7月 発行